

関係機関対応用

高齢者虐待防止・早期発見マニュアル



天草市

(令7年4月 改定版)

目次

はじめに

1. 高齢者虐待とは

- (1) 養護者による高齢者虐待のとりえ方 1
- (2) 高齢者虐待の定義と種類 2

2. 高齢者虐待の予防

- (1) 高齢者虐待の発生要因 5
- (2) 養護者への支援 6
- (3) 高齢者虐待の予防

3. 高齢者虐待に関する各機関の役割 7

4. 養護者による高齢者虐待への対応

- (1) 相談・通報・届出 10
- (2) 養護者による高齢者虐待対応 フロー図 12
- (3) 高齢者虐待への対応の流れ 13
- (4) 緊急性が高いと判断できる状況 14
- (5) 深刻度の判断 15
- (6) 介入拒否の対応 17
- (7) やむを得ない事由による措置 フロー図 18
- (8) 評価・終結 23

5. 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- (1) 「養介護施設」「養介護事業」の定義 24
- (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応 フロー図 26
- (3) 要介護施設従事者等による高齢者虐待対応の流れ 27

6. 高齢者虐待に関する相談窓口 31

7. 高齢者虐待発見チェックリスト 32

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 35

はじめに

平成 18 年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、本市においても高齢者の虐待防止、虐待の早期発見に努めております。この法律は、虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資することを目的としています。本市におきましては、高齢者支援課と各地域包括支援センターが中心となって、高齢者虐待に対応しています。

令和 6 年度の介護報酬改定において、さらに高齢者虐待防止の推進及び身体的拘束等の適正化の推進を図られたことや、高齢者虐待防止法第 13 条に基づいた面会制限に関する裁判例を踏まえた手続きにおける留意点の追加などが「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省 老健局）」（R7.3）のマニュアル改訂がなされており、今回市のマニュアルの見直しを行っているところです。

高齢者虐待防止の取組は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するものです。虐待という言葉から、高齢者の養護者は加害者としてとらえがちですが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の名称が示すとおり、高齢者虐待の取組には、養護者支援の視点が重要と考えております。

養護者支援により高齢者虐待を防止するためには、できるだけ早い段階で把握し、対応することが必要です。そのためには、高齢者やその養護者の様子から、介護疲れや介護の困難さなど、養護者が発するSOSを的確に把握することが求められます。

この「高齢者虐待防止・早期発見マニュアル」は高齢者虐待のサインに気づき、適切な養護者支援につなぐための手引きとして、介護保険サービス従事者や介護支援専門員みなさんに活用いただくことを目的として作成しました。高齢者虐待のサインに気づき、虐待が疑われるような場合には、担当エリアの地域包括支援センターや高齢者支援課にご相談くださいますようお願いいたします。

令和7年4月 天草市

Ⅰ. 高齢者虐待とは

(Ⅰ) 養護者による高齢者虐待のとりえ方

① 「高齢者」のとりえ方

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下高齢者虐待防止法という）では、「高齢者」を「65 歳以上の者」と定義しています。

「65 歳未満の者」についても虐待が生じている場合には、対応すべき点においては、65 歳以上の者に対する虐待と変わりません。

また、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、または養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については「高齢者」とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待の規定を適用するとされています。

「養介護施設」とは

老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム、介護保険法に規定される介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

② 「養護者」のとりえ方

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定めています。

「現に養護する」という文言上、「養護者」は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理や提供していることが、「現に養護する」に該当すると考えられます。

養護者は、必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられます。

「現に養護していない者による虐待の場合」

現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等）具体的な事実に基づいて適切に判断する必要があります。

また、「現に養護する」養護者は、同居人による高齢者への身体的・心理的・性的虐待を放置した場合には、「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待に該当します。

【参考】 高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間での暴力等）、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV法」という。）や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

※出典：厚労省「高齢者虐待防止の基本」より

※天草市のDV法の所管課：健康福祉部こども家庭課（TEL 22-0404）

（２）高齢者虐待の定義と種類

① 高齢者虐待の定義

高齢者虐待は、「養護者」によるものと「養介護施設従事者等」によるものに分類され、以下のように定義されています。

○「養護者」による高齢者虐待 ※PI に記載

○「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。これには、直接介護に携わる職員のほか経営者・管理者層も含まれます。

② 高齢者虐待の種類

高齢者虐待防止法では、虐待の種類を5種類（身体的虐待、介護・世話に放棄放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）に分類しています。

また、他者からの虐待行為を受けているわけではないため、高齢者虐待防止法の対象外となっていますが、高齢者の尊厳を守るという観点から「セルフネグレクト（自己放任）」も虐待の一種としてとらえ、適切な対応を図っていくことが求められます。

虐待の種類	内容と具体的な例
身体的虐待	①暴力行為などで、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為 ≪具体例≫ ◇平手打ちをする・つねる・殴る・蹴る・やけど・打撲をさせる ◇刃物や器物で外傷を与える ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為 ◇本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする ◇本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする※ ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為 ◇医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する ◇移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる ④本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 ◇身体を拘束し、自分で働くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵をつける。つなぎ服・ボディースーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服薬させて動きを抑制する） ◇外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	①意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること ◇入浴させずに異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている ◇水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ◇室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する ◇徘徊や病気の状態を放置する ◇虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアと説明しているにも関わらず、無視する ◇本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設から連れ帰る ③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する ◇孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する ◇孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること ◇老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど） ◇怒鳴る・ののしる・悪口を言う ◇侮蔑を込めて、子どものように扱う ◇本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。 ◇排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにオムツをあてたり、食事の全介助をする ◇台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する ◇家族や親族、友人等との団らんから排除する

性的虐待	本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為 ◇排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ◇排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置 ◇人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする ◇性器を写真に撮る、スケッチをする ◇キス、性器への接触、セックスを強要する ◇わいせつな映像や写真を見せる ◇自慰行為を見せる
経済的虐待	本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ◇日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ◇本人の自宅等を本人に無断で売却する ◇年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する ◇入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する ◇世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する ◇施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う
セルフネグレクト (自己放任)	自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に自ら追い込むこと ≪具体例≫ ◇脱水症状・栄養不足 ◇危機的、非安全な生活水準 ◇不衛生な住居

※「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日)

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができる。

2 高齢者虐待の予防

(1) 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待において、意図的に悪意を持って高齢者を虐待しているというケースは少なく、多くは、養護者の介護力不足や認知症高齢者の心身状況に関する知識不足などの要因が相まって、不適切な介護や虐待につながっていくことになります。

	高齢者の要因	養護者の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	・加齢やけがによる ADL（日常生活自立度）の低下 ・疾病・障害がある ・要介護状態 ・認知症の発症・悪化	・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・依存症（アルコール・ギャンブル等）	
心理的要因	・パワレス状態（無気力状態） ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・養護者との依存関係	・パワレス状態（無気力状態） ・性格的な偏り	・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け
社会的要因	・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの養護者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態）	・介護や家族に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解） ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立	・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見

(2) 養護者への支援

高齢者虐待防止法では、養護者による高齢者虐待の防止および養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者および養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者に対して必要な措置を講ずることが規定されています。養護者への支援は虐待の解消と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて必要と考えられる場合に、適切に行うことが求められます。

① 高齢者と養護者の利害対立への配慮

高齢者虐待対応においては、一人の対応者で高齢者、養護者へ支援を行うと、それぞれの利害が対立して根本的な問題の解決が出来なくなることを避けることが重要です。そのために、高齢者への支援と養護者への支援はそれぞれ別の対応者（チーム）によって行う必要があります。

② 虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、さまざまな要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにも関わらず、必要な支援に結び付いていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組むことになります。

③ 養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者は引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関に繋ぎ、支援が開始されるよう支援を行うことが重要です。

(3) 高齢者虐待の予防

高齢者虐待は、問題が複雑に絡み発生している事例が多く、各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応します。

社会福祉協議会の見守りネットワーク事業などと連携し、多様な福祉課題の解決にチームで対応していきます。

見守り体制を構築しながら、予防や早期発見等に努めていきます。

虐待を未然に防ぐ取り組みとして、関係機関向けに「養護者による高齢者虐待防止研修会」「養介護施設従事者による虐待防止研修会」を実施していきます。

養護者による高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、天草市高齢者・障がい者虐待防止対策協議会を設置しています。

以下の内容について協議を行っています。

- ・地域における高齢者虐待防止対策の検討に関すること
- ・高齢者虐待防止に関する地域及び各関係機関等の連携に関すること

- ・高齢者虐待防止に関する啓発、研修及び情報交換に関すること。
- ・その他高齢者虐待に関すること。

3 高齢者虐待に関する各機関の役割

(1) 市（高齢者支援課）

- ◇相談・通報・届出の受付
- ◇関係機関・団体等との対応協議
- ◇立ち入り調査（警察署長への援助要請）
- ◇虐待の認定（コアメンバー会議の開催）
- 虐待の認定・緊急性の判断や支援方法についての検討

市では、高齢者虐待防止法により、高齢者虐待の防止、早期発見のための事業、高齢者の権利擁護のための必要な援助を行うことを義務づけられており高齢者虐待の通報または届出を受理します。

通報や届け出を受けた時は、虐待を受けている高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を速やかに行い、虐待が確認されたときには高齢者が安全で安心な生活が再構築できるよう地域包括支援センターと連携して対応を行います。

成年後見制度の利用が必要な場合で、虐待等のため家族による申立が期待できない場合は、市長が申立を行います。

行政支所で相談・通報を受けた場合は、「高齢者虐待受付簿及び報告書」（様式Ⅰ）※に虐待の概要を記載し、管轄の地域包括支援センターに情報提供を行います。

※様式ⅠはP11に掲載

(2) 地域包括支援センター

- ◇相談・通報・届出の受付
- ◇関係機関からの情報収集・事実確認
- ◇ネットワークの構築
- ◇援助方針の作成・モニタリング
- ◇虐待対応ケース会議の開催等

地域包括支援センターは、高齢者の権利擁護を行う機関として役割があります。高齢者の人権に対する相談や虐待の届出、通報受理の窓口となり虐待や権利侵害を防止します。

相談・通報を受けた場合は、事実確認のための訪問を行います。

また、ケースに応じて、市と連携して虐待の情報収集・事実確認を行うとともに、必要に応じて市の立ち入り調査への同行協力など行います。

相談・通報を受けた場合は「高齢者虐待受付簿又は報告書」（様式Ⅰ）に記載し受付を行います。

(3) 社会福祉協議会

- ◇市や地域包括支援センターへの相談、通報
- ◇関係機関や民生委員、近隣住民からの情報収集
- ◇生活相談・困窮者世帯への支援
- ◇成年後見制度の相談
- ◇虐待終結後のケースの見守り（見守りネットワークの活用）

社会福祉協議会は、地域福祉見守りネットワーク事業により、地域の相談窓口として様々な機関・住民より相談が入ってきます。虐待や気になる高齢者等を発見した場合は、市や地域包括支援センター等に相談・通報などの連絡調整を行います。また虐待対応の終結後、地域で安心した生活ができるために地域住民と協力した見守り体制の構築に期待が寄せられます。

(4) 介護支援専門員

- ◇市や地域包括支援センターへの相談、通報
- ◇介護保険サービス提供事業者から情報収集
- ◇虐待の解消に向けたケアマネジメントの実施
- ◇市や地域包括支援センター職員との同行訪問等

介護保険サービス利用者宅への訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告等により、高齢者虐待を発見する早期発見者としての役割が期待されます。

虐待（虐待の疑い）のケースを発見した場合は家族の介護負担の軽減や介護保険サービスの調整等を行います。

本人や家族がサービスの提供を拒否したり、在宅サービスの提供のみでは、高齢者虐待の改善が見込めない処遇困難ケースは、地域包括支援センター等が開催する高齢者虐待対応ケース会議に参加します。

虐待の相談・通報をする場合は、「高齢者虐待受付簿及び報告書」（様式Ⅰ）に記載し、添付資料として基本情報やケアプランなど合わせて地域包括支援センターに提出をお願いします。

(5) 医療機関

- ◇怪我やあざ等の全身状態の観察
- ◇虐待が疑われるような場合は、市又は地域包括支援センターに相談・通報
- ◇緊急時は警察に通報
- ◇サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかけ

医療機関は、受診等により高齢者の不審な怪我やあざ等の状況の把握や家族・養護者の様子や変化を発見できる機会があります。

介入を拒む、高齢者や養護者に対して、診療を通じて医師の指導により必要なサービス利用等につな

がるがありますので、サービスの利用等についての助言等、高齢者や養護者に働きかける等の役割を期待します。

(6) 民生委員・児童委員

- ◇担当地区高齢者世帯の実態把握
- ◇担当地区住民からの情報収集
- ◇市や地域包括支援センターへの相談、通報
- ◇虐待終結ケースの見守り

民生委員は、地域において相談や安否確認など住民が安心して暮らしていけるよう支援を行っており、これらの活動を通して高齢者からの相談や家族等からの介護負担の相談に応じます。

また、「叫び声が聞こえる」とか「高齢者がおびえた様子である」などの身近な情報をキャッチし、相談窓口への連絡や通報が期待されます。

地域における虐待の早期発見・通報、見守り等の役割も期待されます。

(7) サービス提供事業所

- ◇虐待を疑われるような場合は、市または地域包括支援センターに相談、通報
- ◇本人の言動や介護者の状況で気になる点があれば、介護支援専門員へ報告
- ◇怪我やあざ等を発見した場合は、記録や写真等による情報収集と提供
- ◇地域包括支援センターが開催する高齢者虐待対応ケース会議に参加する

介護保険サービスを高齢者に提供する事業者です。それぞれを提供時、虐待の発見、及び疑いを持った場合は、介護支援専門員への報告とともに担当エリアの地域包括支援センターへの情報提供が期待されます。

在宅サービスとしては、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所、グループホーム、小規模多機能居宅介護等があり、施設サービスとしては介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等があります。

(8) 警察

- ◇被虐待者の保護
- ◇虐待の制止
- ◇立入り
- ◇虐待者の逮捕等

地域での生活安全に関する相談など受け、地域住民が安心安全に生活できるよう見守り等を行います。また、市が立入調査を行う際に、市の援助要請を受け、円滑な調査ができるよう同行します。

(9) 地域住民

- ◇気になる高齢者の情報や虐待が疑われる場合は市や地域包括支援センターへの相談、通報
- ◇虐待終結後のケース見守りや声かけ等

地域で暮らしていく中で異変に気付いた時は、虐待であるかどうかの確信がもてなくても、市や地域包括支援センターに相談・通報します。また、虐待対応が終結した場合でも見守りが必要な世帯には、見守りチームの一員として期待します。

4 養護者による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法では、高齢者の虐待防止及び適切な支援、虐待を行っている養護者に対する支援について、市が第一義的に責任を持つことを規定しています。

虐待通報を受けた市は、虐待対応が終結するまで、地域包括支援センターをはじめ、様々な関係機関と連携を図りながら対応します。

(1) 相談・通報・届出

高齢者虐待に関する相談は、本人・家族・地域住民の他、さまざまな機関から寄せられます。その際、必ずしも「虐待」という言葉が用いられないまま相談が持ち込まれることも少なくありません。

相談を受けた市（高齢者支援課）や地域包括支援センターでは「高齢者虐待 受付簿及び報告書」（様式1）により、虐待の状況、家族関係などの最低限度の情報を聞き取ります。

確実な情報を得るために、市や地域包括支援センターには守秘義務があることを伝えること、あいまいな表現はできるだけ避け、数値化するなどに留意することが必要です。

・誰がいつ、どこで、どのように、どうしたか（見たのか、聞いたのか）

・本人の氏名、居住地、心身の状況

・高齢者と養護者の関係

・介護保険サービスの利用状況（担当ケアマネやサービス事業所の確認）

・通報者の情報（氏名、連絡先、高齢者や養護者との関係）

※通報は匿名の場合、守秘義務で通報者は守れることを説明し確認をお願いします。それでも匿名でという申し入れの場合は虐待と思われた内容を「高齢者虐待 受付簿及び報告書」（様式1）により聞き取りを行います。

様式1

高齢者虐待 報告書

令和 年 月 日作成

事業所名等			
作成者氏名		電話番号	

本人等の状況	氏 名			
	生 年 月 日		年齢	
	住 所	天草市	電話番号	
	家 族 構 成	☐ 独居 ☐ 夫婦世帯 ☐ 家族と同居 ()		
	虐待者または虐待をしていると思われる者の氏名		続き柄	
	介護認定情報	☐ 未申請 ☐ 申請中 ☐ 事業対象 ☐ 支援1 ☐ 支援2 ☐ 介護1 ☐ 介護2 ☐ 介護3 ☐ 介護4 ☐ 介護5 有効期間		
	介護サービス等の利用状況			
医療・受診状況	月 ・ 週 回/受診 (医療機関名:)			

養護者等の生活状態等	氏 名		住所	天草市
	生 年 月 日	T・S・H 年 月 日	性別 男・女	続柄
	就労状況	☐ あり ☐ なし	年金受給	☐ あり ☐ なし
	同居等の状況	☐ 独居 ☐ 市内に別居 ☐ 市外に別居 ☐ 不明		
	身体状況	☐ 健康 ☐ 病弱 ☐ 病氣治療中 ☐ 身体障がい ☐ その他 ☐ 不明		
	精神状況	☐ 健康 ☐ 人格のかたより ☐ 知的障がい ☐ 精神障がい ☐ 認知症 ☐ 家族以外の介 ☐ アルコール等の依存症 ☐ 精神疾患等		
	介護負担感	☐ 感じていない ☐ 感じている ☐ とても感じている ☐ 他の家族の協力がなく孤立 ☐ 不明		
介護に対する知識・理解	☐ 知識・情報の不足 ☐ 理解の不足 ☐ サービス利用への抵抗 ☐ その他 ☐ 不明			

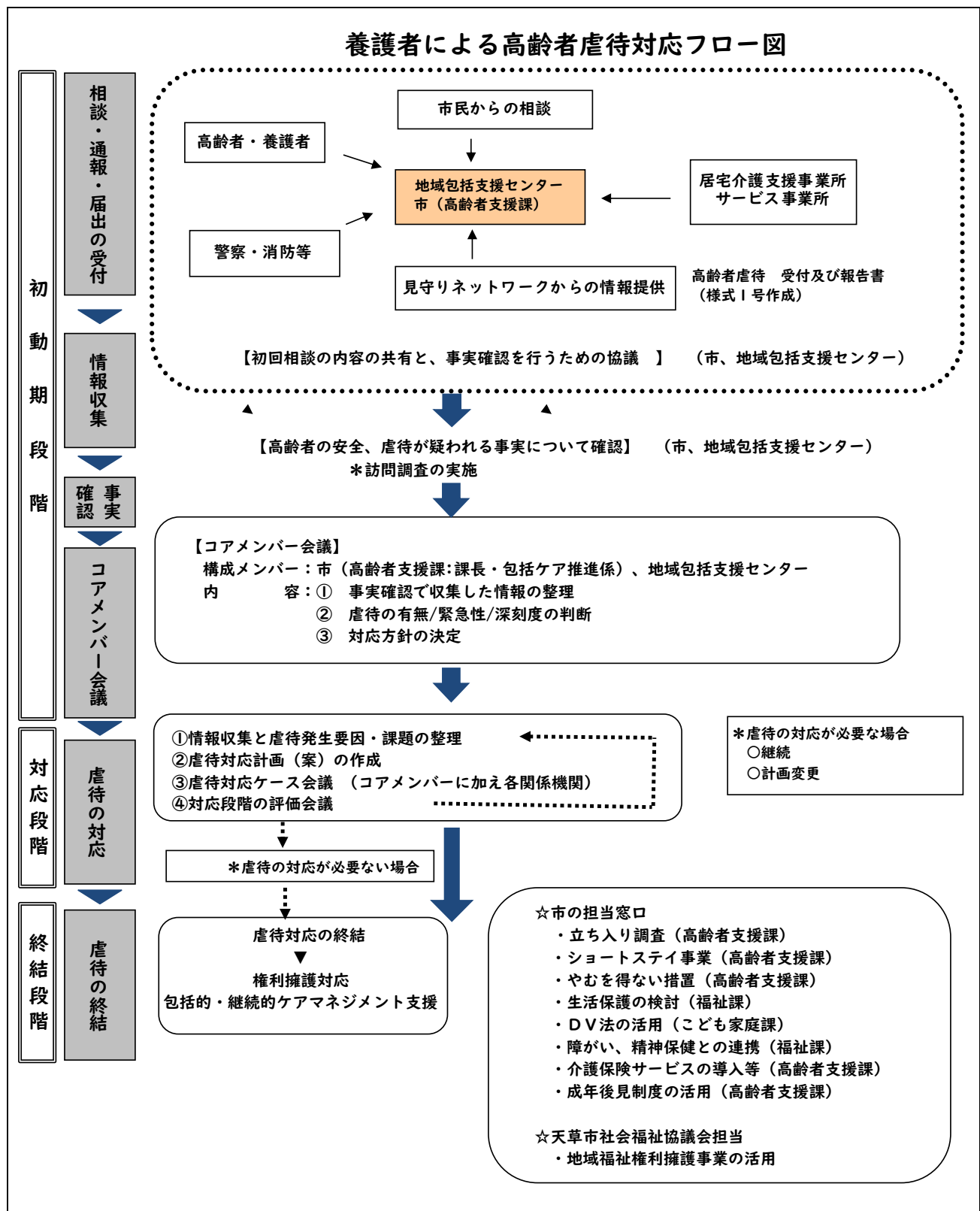
虐待等の内容	☐ 身体的虐待 ☐ 心理的虐待 ☐ 介護世話の放棄・放任 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待

【添付資料】

- ・フェイスシート
- ・アセスメントシート
- ・ケアプラン
- ・経過記録 (居宅介護支援経過) 等

包括受付印

(2) 養護者による高齢者虐待対応 フロー図



基本的な姿勢

- 本人と家族の双方に支援が必要です。
 - ・虐待には様々な背景があります。
 - ・介護の大変さや負担を理解しながら対応しましょう。
 - ・虐待をしてしまった人を責めない環境を作りましょう。
- 双方の意見を良く聞き、冷静に判断しましょう。
- 事実の有無を確認・記録しましょう。

（高齢者虐待相談窓口）

天草市役所 高齢者支援課
包括ケア推進係 24-8864
（時間外・休日対応 23-1111）

(3) 高齢者虐待への対応の流れ

① 相談内容の判断

初回相談を受けた場合、虐待対応の必要性の有無を地域包括支援センターと情報を共有します。

② 情報収集

庁内で収集できる情報（住民票・介護サービスの利用状況・各保険料等の滞納情報）と、地域包括支援センターで収集できる情報（ケアマネやサービス事業所からの話など）を共有し、事実確認のための訪問をどうするか協議します。

③ 被虐待者（高齢者）の安全確認と事実確認

基本的に相談、通報から48時間以内に実施します。被虐待者（高齢者）と虐待者（養護者）の確認については、できれば担当者を変えての実施を検討します。相談内容に応じ、通報後、迅速な訪問等を行う（緊急性が高い場合）

④ コアメンバー会議

地域包括支援センターにて高齢者や養護者の情報をアセスメント要約表に記載し、発生要因の整理や課題のまとめを行い、その資料を基に、市の責任において、虐待の有無と緊急性の判断を行い、当面の対応方針を決定します。

【会議メンバー】

高齢者支援課長

包括ケア推進係（係長・担当者等）

地域包括支援センター（2職種以上）

支所担当者（必要に応じて）

【検討内容】

- ・虐待の認定・緊急性及び深刻度の判断・総合的な対応方針の決定・虐待の発生要因
- ・課題の整理・虐待対応計画の素案・今後の対応と目標、役割分担と期限の設定

⑤ 虐待対応計画に沿った対応の実施

高齢者の生命や身体にかかわる危険性が高い場合や、放置しておく重大な結果を招くおそれが見られる場合、市がやむを得ない措置等を活用し、迅速かつ積極的に分離保護の措置を講じます。

⑥ 終結

高齢者虐待の対応は必ず終結を迎えなければなりません。

具体的には入院や施設入所、介護サービス利用調整などを行い、虐待の解消につながったかどうかを判断します。終結の判断には「虐待が解消されたこと」と「高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」が確認できることが必要です。終結後は総合相談支援・権利擁護支援や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行し、支援を継続していきます。

(4) 緊急性が高いと判断できる状況

1. 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・ 骨折、頭蓋内出血、重傷のやけどなどの深刻な状況が予測される
- ・ 極端な栄養不良、脱水症状
- ・ 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される
- ・ 刃物、食器等を使った暴力や脅かしがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

2. 本人や家族の人格や精神状況に歪を生じさせている、もしくはそのおそれがある

- ・ 虐待を理由として本人の人格や精神状態に著しい歪が生じている
- ・ 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている

3. 虐待が恒常化しており、改善の見込みがない

- ・ 虐待が恒常的に行なわれているが、虐待の自覚や改善意欲がみられない
- ・ 虐他者の人格や生活態度のかたよりや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難で改善が望めそうにない

4. 虐待者本人が保護を求めている

- ・ 高齢者本人が明確に保護を求めている

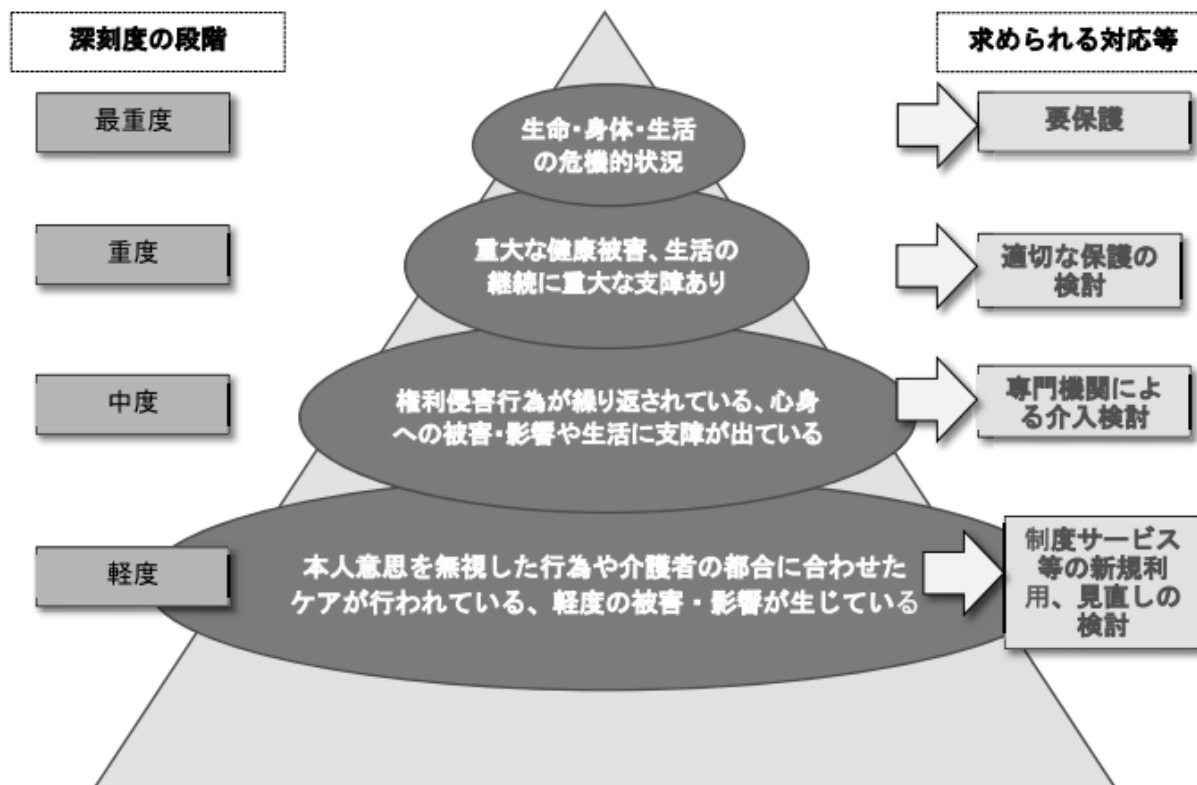
(5) 深刻度の判断

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として法に基づく対応状況等調査で利用されている指標です。

以下虐待の程度（深刻度）計測フローの活用等により判断します。

4段階区分（案）

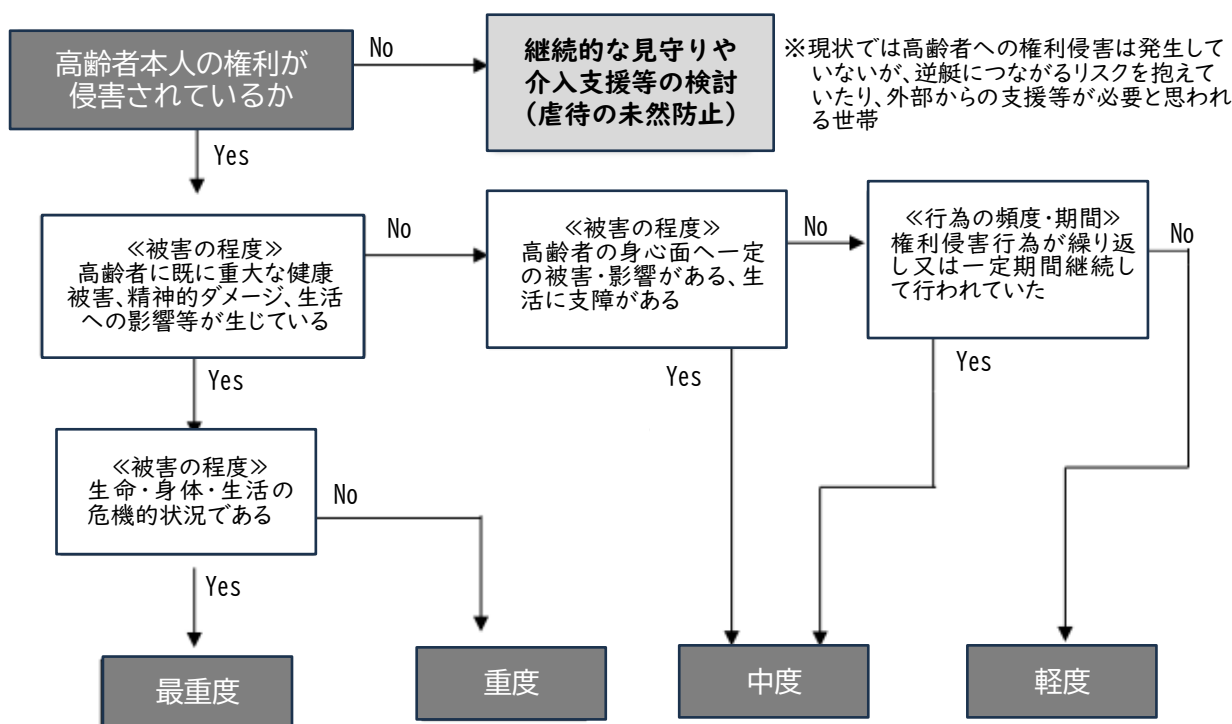
高齢者への影響度合いを基準とした深刻度区分（案）：4段階



深刻度の区分

深刻区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態

「養護者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー 4段階の場合」



「深刻度区分の例」

	最重度	重度以上	中度以上	軽度以上
区分の考え方	高齢者の生命が危機に晒されている、身心や生活が危機的状況にある	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の身心に一定の被害・影響や、生活面での支障が生じている	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体	生命の危険、重大な後遺症が残る恐れのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さぶり、高速、服薬等）	重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、身体拘束など行動制限が繰り返される	暴力的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、戸外に放置等	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等	食事、排せつ、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある	高齢者本人からの恐怖の訴えや保護の訴えがある	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の事故効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある
性格	望まない性行為、わいせつな行為を強要される、性感染症に至る、等	中度～重度は、被害の状況に応じて判断	性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入減が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等からの退去させられる、不動産売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱費等の支払いが滞ったり、必要なお金が使えない、借金（負債）を背負われる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている	本人の了承なく、年金や預金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等を使われる、金の無心など

【出典：高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業】

(6) 介入拒否の対応

調査や支援に対し、拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の1つです。高齢者の生命や身体に関する危険性が認められる場合は、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査(P21)を含めて積極的な介入が必要です。

1. 関わりのある機関からのアプローチ(養護者の介護負担を軽減するためのショートステイ等の介護保険サービス等)
2. 医療機関への一時入院
3. 親族、知人、地域関係者等からのアプローチ
4. 様々な工夫を重ねても、安全と確保することができない場合、立入り調査の要否検討

《介入拒否時の対応ポイント》

1. 本人や家族の思いを理解・受容する

- ・高齢者虐待の問題として家族を批判したり責めたりすることはせず、まずは本人や家族の思いを理解、受容する。家族を追い込まない。
- ・「養護者=加害者」と捉えるのではなく、養護者が抱えている悩みや思惑、疲労について、苦勞をねぎらいながら理解を示していく。これまで介護などで頑張ってきたことを評価し、ねぎらう。(傾聴、共感)
- ・本人や家族の思いを理解・受容することによって信頼関係をつくり、何でも話しやすい関係性に結びつける。

2. 名目として他の目的を設定して介入

- ・虐待のことで介入すると悟られることのないよう、名目としては違う目的を設定して介入する。たとえば介護保険の認定調査や配食サービス、調査(意識調査など)が考えられる。

3. 訪問や声かけによる関係作り

- ・定期的に訪問したり、「近くを通りかかったので」といった理由や他の理由をみつけて訪問したり声かけを行う。
- ・訪問や声かけを通じて、時間はかかるが細く長くかわることに配慮する。時に本人に会うことができたり、家族に連絡がとれたり、近隣から情報を聞けることがある。

4. 家族の困っていることから、段階をふみながら少しずつ対応の幅を広げる

- ・いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の一番困っていることは何かを探り、それに対して支援できることから順に対応していく。例えば介護保険のサービス提供などで家族の介護負担を軽減することから始めるなど。
- ・養護者が困っている時が介入のチャンスであり、養護者の困難を支援するという視点でのアプローチが有効。

5. 家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築

- ・本人の意思決定に影響を与えうる人を家族、親族などの中から探し出し、その協力を得て援助を展開する。

6. 主たる支援者の見極め

- ・主たる支援者と本人・養護者の相性が良くないなどの場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらったりなどの方策をとることも考える。
- ・高齢者が医療機関に受診している場合には、医師の説得が効く場合があるため、医師等との連携も視野に入れて対応を図る。

7. 緊急性が高い場合は法的根拠により保護

- ・緊急性が高いと判断される場合には、法的根拠に基づく支援を行う。

【出典:市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和7年3月】

(7) やむを得ない事由による措置

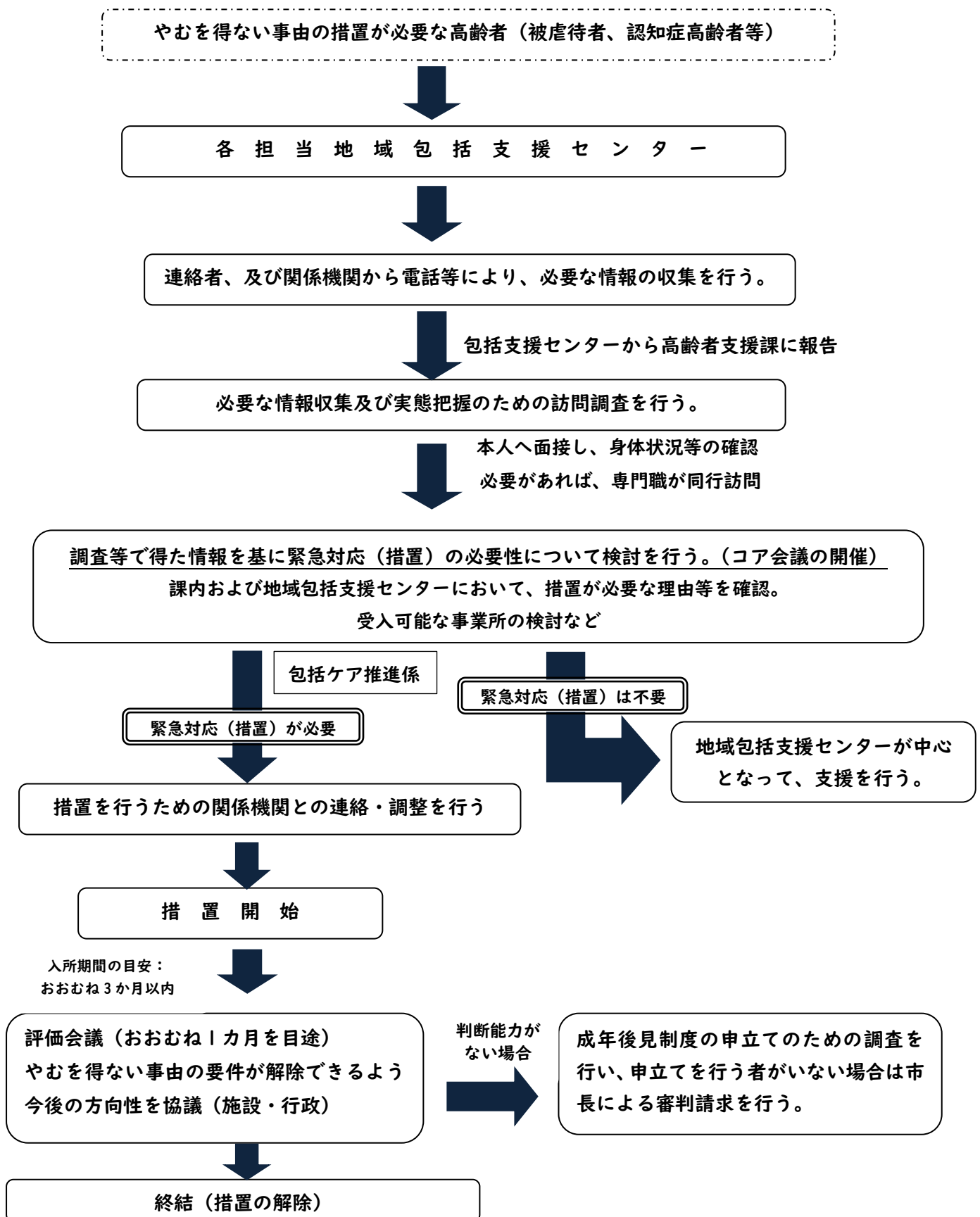
市は虐待の防止および当該高齢者の保護を図る必要があると判断した場合、適切にやむを得ない事由による措置を実施します。

相談内容や事実確認によって、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、高齢者に対する養護者に対する高齢者虐待の防止および当該高齢者の保護を図るため必要がある場合には、適切に老人福祉法第10条の4(居宅サービスの措置)、第11条第1項(養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護受託者への委託)の措置を講じることが規定されています。

【やむを得ない事由による措置のサービス種類】

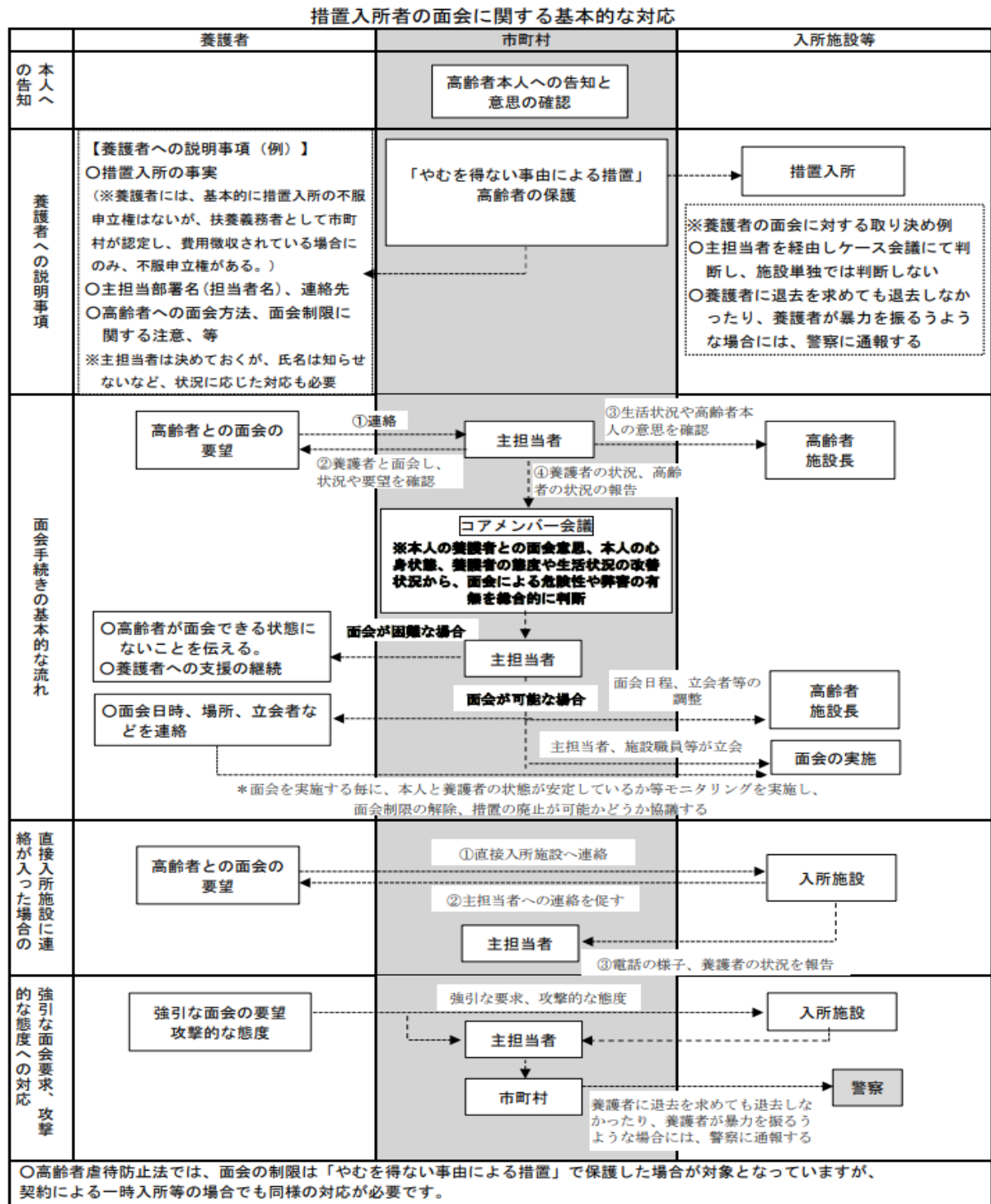
- ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・(看護)小規模多機能居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護 ・特別養護老人ホーム
- ・養護老人ホーム

【「やむを得ない事由の措置」のフロー図】



【面会制限と解除】（※行政処分に該当することから、行政手続法に沿った対応を行う）

高齢者虐待防止法（第 13 条）では、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に規定するやむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所措置と、同法第 11 条第 1 項第 3 号に規定する養護委託による措置が採られた場合、市長又は養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、高齢者虐待を受けた高齢者と当該虐待を行った養護者の面会を制限することができるとされています。



【立入調査】

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じている恐れがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合には、緊急的な対応措置として、行政権限として認められている立入調査の実施について検討する必要があります。

立入調査は、高齢者虐待防止法第 17 条に規定する委託事項には含まれないことから、立入調査を行うのは、市町村又は市町村直営の地域包括支援センターに限られます。

<例>

- ・本人の姿が長期に渡って確認できず、従来の受診歴やサービス利用歴から、本人の状態が危惧されるとき
- ・過去に虐待歴や虐待対応の経過があるなど、虐待の蓋然性^{がいぜんせい}が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に本人を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき
- ・本人が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような状況下で本人を生活させたり、管理していると判断されるとき

立ち入り調査の要否を判断するための確認事項(例)

① 訪問者

担当の介護支援専門員や訪問介護員、主治医などへの同行依頼あるいは紹介依頼、担当の民生委員、親交のある親族などへ同行依頼など工夫したか

② 訪問場所

事前の情報収集により、高齢者が介護保険サービスを利用していたり、定期的に医療機関を受診していることが明らかになった場合には、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聞き取りを行うなどの、柔軟な対応を行ったか

③ 訪問日時

事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し、日時を変えながら訪問を重ねる、あるいは近隣の方の協力を得て家の灯りがついたら訪問するなどの工夫をしたか

※警察署長への援助要請（法第 12 条第 1 項）

高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めることができるとされています。

（正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万円以下の罰金に処せられることとなっています。（法第 30 条）

第 号 高 齢 者 虐 待 事 案 に 係 る 援 助 依 頼 書 年 月 日			
天草警察署長 殿 天草市長 馬場 昭治 高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依 頼 事 項	日 時	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分	
	場 所		
	援 助 方 法	☐ 調査の立会い ☐ 周辺での待機 ☐ その他 ()	
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	□ 男 ・ □ 女	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)	
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他 ()	
	電 話	() - 番	
	職 業 等		
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	□ 男 ・ □ 女	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)	
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他 ()	
	電 話	() - 番	
	職 業 等		
	高 齢 者 と の 関 係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族 () ☐ その他 ()	
虐 待 の 状 況	行 為 類 型	☐ 身体的虐待 ☐ 介護・世話の放棄・放任 ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待	
	虐 待 の 内 容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担 当 者 ・ 連 絡 先	所属・役職		氏名
	電 話 () - 番 内線 携帯電話 - -		

(8) 評価・終結

コアメンバー会議によって決定した支援方針に従い取り組むことができたか、課題の解消ができたか、虐待対応の終結は、評価会議において判断します。

虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整い、その状態が一定期間継続していることが確認できた後、終結の判断がなされます。虐待対応として関わる前の状態に戻ることが無いよう、サービスや関係者の関わりを増やし、高齢者と養護者の支援体制の構築や適切な関与が『虐待対応の終結の目安』となります。

虐待対応終結後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う必要があります。

《対応段階における目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項例》

○高齢者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- ・対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・高齢者の意向を確認しているか。
- ・高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

○養護者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- ・対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- ・養護者の意向を確認しているか。
- ・養護者の状況や生活に改善がみられているかどうか。
- ・養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

○その他の家族

- ・他の家族の関わりによって、虐待の解消が図られる状況にあるか。
- ・他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るために環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

○関係者（近隣・地域住民との関係を含む）

- ・関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- ・関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

5 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

「養介護従事者等」は養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者で、直接介護に携わる職員の他、経営者や管理者も含まれます。

(1) 「養介護施設」「養介護事業」の定義

養介護施設	養介護事業
老人福祉施設	老人居宅生活支援事業
有料老人ホーム	居宅サービス事業
地域密着型老人福祉施設	地域密着型サービス事業
介護老人福祉施設	居宅介護支援事業
介護老人保健施設	介護予防サービス事業
介護医療院	地域密着型介護予防サービス事業
地域包括支援センター	介護予防支援事業

① 養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因

養介護施設従事者等による虐待は、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれる労働条件等も要因の一つと言われています。虐待は様々な要因が複雑に絡み合って発生し、高齢者の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に関係機関で介入する等して、虐待を防止することが大切です。

《法に基づく対応状況調査による虐待発生要因の上位項目》

虐待を行った職員の課題(上位項目)	
	・職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 ・職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足 ・職員のストレス・感情コントロール ・職員の倫理観・理念の欠如 等
組織運営上の課題(上位項目)	
	・職員の指導管理体制が不十分 ・虐待防止や身体拘束廃止に向けた取り組みが不十分 ・チームケア体制・連携体制が不十分 ・職員研修の機会や体制が不十分 ・職員が相談できる体制が不十分 等
運営法人・経営層の課題(上位項目)	
	・経営層の現場の実態理解不足 ・経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足 ・業務環境変化への対応取り組みが不十分 等

【出典：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和7年3月】

《要介護施設従事者等による》高齢者虐待発生要因と予防のポイント》

課題1 組織経営に課題がある		
背景・要因 ●組織設立の理念や組織目標が共有されていない ●利用者の立場を考えた組織になっていない ●経営責任が果たされていない	➡	☑予防のポイント □組織の理念や組織目標の共有と見直しを図っている □組織の理念や組織目標を職員が具体的に理解している □職員を支援する仕組みを整備している □苦情を受け付け対応する体制が整備され周知されている
課題2 チームケアがうまくいっていない		
背景・要因 ●ケアはチームで行うという意識が薄い ●連携の目的がより良いケアの提供ではなく、職員の人間関係維持に向いている	➡	☑予防のポイント □それぞれの職種の専門性や役割の相互理解を進めている □職員間の報告、連絡、相談のやり方を決めている □話し合いを否定や批判ではなく、合意を形成する場にする □チームケアの目的を確認している □管理職は職員がチームケアの成功体験をできるようにする □ヒヤリハットや事故報告を検討、共有して活用している
課題3 提供するケアに課題がある		
背景・要因 ●認知症ケアの専門的知識・技術の習得が十分ではない ●ケアの前提となるアセスメントが十分に行われていない ●一人ひとりの利用者に合わせたケアが提供されていない ●ケアの質を高める教育が十分でない	➡	☑予防のポイント □<u>認知症の利用者のアセスメント方法</u>や<u>認知症ケアの方法</u>を知っている □一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに合ったケアプランを作成している □職員の経験に応じた教育システムができています □ケアに関する相談しやすい環境、体制ができています □他の施設の見学や外部の研修を受ける機会がある □外部研修の伝達が十分になされている
課題4 必要な倫理や守るべき法令が理解されていない		
背景・要因 ●人を支援することの意味を考える機会がない ●虐待・身体的拘束等に関する意識・知識が不足している	➡	☑予防のポイント □ケアになぜ倫理観が必要か理解している □<u>何が高齢者虐待や身体拘束にあたるのか</u>知っている □虐待防止や身体拘束廃止の具体的な方法を知っている □<u>虐待防止や身体拘束廃止について話し合う</u>仕組みがある
課題5 組織のあり方を変えにくい雰囲気		
背景・要因 ●組織として負担や<u>ストレスを軽減する取組</u>をしていない ●現状を良しとして、組織を変えていくことに抵抗がある	➡	☑予防のポイント □管理職が職員一人ひとりの業務内容を把握している □管理職が職員の負担やストレスに気づき、適切な環境を整備している □職員の意見を聞く機会を組織として設定している □利用者、家族、外部の人（実習生やボランティア、第三者評

		価)の意見を聞く機会がある ☐ <u>経営層が組織のあり方</u> を常に見直している
--	--	---

【出典：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和7年3月】

② 虐待の未然防止

「虐待防止法第20条等・21条」・高齢者虐待の防止等の為の措置を講ずる事・発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない事・通報したことを理由に解雇その他不利益な扱いを受けない事等あります。

地域密着型介護サービス運営基準にも「虐待の防止に係る、組織内の体制や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を講じなければならない(令和6年4月1日より義務化)」とあり、「高齢者虐待防止の為の指針」等作成し日頃から研修、周知、確認、共有を行うことが大切です。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応 フロー図

通報・相談・対応の窓口は高齢者支援課（介護給付係）です。



(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の流れ

①相談・通報・届出

養介護施設従事者等による相談窓口は市の高齢者支援課となります。地域包括支援センターで相談を受けた場合は、速やかに市に相談・通報を行います。

高齢者虐待に関する通報や届出、相談は様々な関係者から寄せられます。また、訴えの内容も相談者の主観が混在していることも少なくありません。

虐待の通報の経路、時間、直接聴取した内容、さらには通報した内容の事実部分（「あざがあった」「馬鹿野郎」と怒鳴っていたなど）と印象部分「怯えた様子だった」「不快そうな表情をしていた」等を分けて記録することなど注意します。

また、養介護施設や養介護事業所では養介護施設従事者等から通報が発生することが見込まれます。通報者は相談にあたっては、後ろめたさを持ちながら相談してくることも想定でき、そのような場合には曖昧な表現などになることが考えられるので、通報を受ける側でしっかりと留意しておき、必要に応じて説明することで、相談者が事実を話しやすくする状況を作ることを心がけます。

◆ 養介護施設従事者等による虐待の通報義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市に通報しなければならないと義務を規定しています。これは、発見者が養介護施設従事者等の場合であっても同様です。

◆ 守秘義務との関係

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないと規定しています。

◆ 不利益取り扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことを規定しています。

養介護施設従事者等から相談や通報を受ける際に前提となる考え方です。

基本的に養介護施設従事者等による高齢者虐待に対する対応の考え方は、虐待の犯人捜しをすることではなく、虐待が行われるに至った状況を解決し、虐待が再発しないようにすることが目的です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待通報・届出受付票

受付日	令和 年 月 日 () 午前／午後 時 分～ 時 分	部署		対応者	
受付方法	☐ 電話 ☐ 来所 ☐ 郵便 ☐ 電子メール ☐ その他 ()			関係性	☐ 本人 ☐ 家族親族等(続柄:) ☐ 当該施設・事業所従事者(☐ 現職 ☐ 元職員)※ 公益通報の説明 ☐ 未 ☐ 済 ☐ その他 ()
通報者	氏 名	☐ 匿名	☐ 男 ☐ 女 歳位		
	住 所				
	電 話		携帯電話		
	E-mail		連絡の可	☐ 可能 ☐ 拒否 ☐ その他 ()	
通報内容の把握状況	☐ 通報者のみが知っている ☐ 他にも知っている人がいる ()				
要望等					

【当該施設・事業所の状況】

施設・事業所名		事業種別	
法人名		法人種別	
所在地		電 話	
備 考			

【本人の状況】

氏 名	未確認 ☐	生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 年 月 日 歳 ☐ 不明		
性 別	☐ 男 ☐ 女	利用開始日	年 月 日	保険者	☐ 当該市町村 ☐ 他市町村 ()
居 所	☐ 自宅 ☐ 通報先施設 () ☐ 病院 () ☐ その他 () ※通報先施設・入院先の階・部屋番号: 階 号室				
住 所	明 ☐ 不			住民票登録住所 ☐ 同左 ☐ 異	
電 話	☐ 自宅 ☐ 不明 ☐ 携帯	その他連絡先 (続柄:) ☐ 不明			
介護認定	☐ 要支援 () ☐ 要介護 () ☐ 申請中 (月 日) ☐ その他 () ☐ 不明				
認知症	☐ なし ☐ あり(程度: / 会話の可否: ☐ 可能 ☐ 困難) ☐ 不明				
疾 患	☐ 一般 () ☐ 精神疾患 () ☐ 難病 ()				
身体状況	☐ 不明	障害手帳	☐ 有(等級: 種別:) ☐ 無 ☐ 不明		
経済状況	☐ 不明	生活保護受給	☐ なし ☐ あり ☐ 不明		
利用サービス	☐ 不明	介護支援専門員	☐ 不明		
状 態	☐ 助けを求めている ☐ 訴えがない(無反応) ☐ その他 () ☐ 不明				

【家族等の状況】

家 族	氏 名	☐ 不明			【家族構成】
	性 別	☐ 男 ☐ 女	続 柄		
	住 所	〒 ☐ 通報者に同じ ☐ 不明			
	連絡先	☐ 通報者に同じ ☐ 不明			
	通報内容	☐ 知っている(☐ 通報者である) ☐ 知らない ☐ 不明			
後見人	☐ なし ☐ 補助 ☐ 保佐 ☐ 後見 ☐ 任意後見 ☐ 申立て中(☐ 補助 ☐ 保佐 ☐ 後見) ☐ 不明				
	氏 名	(法人名: 担当者名)			☐ 不明
	連絡先				☐ 不明
	通報内容	☐ 知っている(☐ 通報者である) ☐ 知らない ☐ 不明			
備 考					

【主訴・通報の概要、虐待（疑い）の状況】

相談内容				
発生日時	令和 年 月 日 () 午前／午後 時 分頃	発生場所		
虐待を行った疑いのある職員名又は特徴	☐ 複数 ☐ 不明		職種	☐ 不明
虐待の可能性 (具体的行為)	☐ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ☐ 緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制をする ☐ 汚れのひどい服を着せたままにする、おむつが汚れている状態のままにするなど、日常的に不衛生な状態を放置する ☐ ナースコール等を使用させない、手の届かない所に置く、職員が対応しないなど、高齢者の対応を放置又は無視する ☐ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限 ☐ 怒鳴る、ののしる、「追い出すぞ」など威嚇的な発言や態度、「死ね」「臭い」「汚い」など侮辱的な発言や態度 ☐ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する ☐ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたり、その場面を見せないための配慮をしない ☐ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する ☐ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する			
	☐ その他			
情報源	☐ 実際に見た・聞いた ☐ 本人から聞いた ☐ 記録を見た ☐ その他 ()			
特記事項				

【虐待の可能性（通報段階）】

虐待の可能性 (通報段階)	☐ 身体的虐待の疑い ☐ 放棄・放任の疑い ☐ 心理的虐待の疑い ☐ 性的虐待の疑い ☐ 経済的虐待の疑い ☐ 虐待とは言い切れないが不適切な状況 ()
------------------	---

【今後の対応】

☐ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の疑いとして対応 ☐ 高齢者虐待通報受付対応所管課長への報告 (月 日 () 午前／午後 時 分) ☐ 関係部署への報告 (月 日 () 午前／午後 時 分／担当者:) ☐ 事実確認に向けた検討会議の開催予定 (月 日 () 午前／午後 時 分～／場所:) ☐ 都道府県への連絡 (月 日 () 午前／午後 時 分／担当者:) ☐ 養護者による高齢者虐待の疑いとして対応 (担当課:) 引継日時(月 日 () 午前／午後 時 分) ☐ その他 ()	
---	--

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）

②事実確認の準備

通報等の内容や収集した既存情報から養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合には、速やかに事実確認を行います。

③事実確認

事実確認は、監査（立入検査等）、実地指導、任意調査（虐待通報）の中から適切な方法を検討し実施します。

○基本的には養介護施設及び養介護事業所へ訪問し事実確認を行います。

確認方法は虐待を受けたと思われる高齢者の保護を最優先とし高齢者本人の状況の確認と聞き取り調査から実施します。

その他の入居者にも虐待が疑われる場合には面談を行います。

○養介護施設従事者（職員）への聞き取りや関係書類の確認を行います。

○養介護事業所及び養介護施設に訪問して事実確認を行う場合には、施設側に対し、虐待通報があり事実確認のために訪問することを告げ、通報者に対しての守秘義務を配慮しつつ、十分な事実確認が行えるよう協力を要請します。

④ケース会議（コアメンバー会議）

事実確認の結果をもとに、虐待事実の判断を行います。虐待ではないと判断した場合には、虐待対応以外の対応に切り替えて指導内容等を検討します。

被虐待者（高齢者）の生命、身体に危険が生じている場合には、医療機関への受診や入院、措置等による保護の必要性を判断します。

市で対応する方法

◆ やむを得ない事由による措置の検討

◆ 成年後見制度の活用（市長申立の検討）

虐待や不適切なケアが認められた場合には改善指導の対象となります。

なぜ、そのような行為に至ったのか、養介護施設・事業所側の取組や管理運営上のどこに問題があるのか、発生事案に対して、適切に対応できたのか等を検討します。

⑤改善計画

事実確認の結果、改善が必要と考えられる事項を整理して通知するとともに、期限を定めて指導内容に準じた改善計画の提出を求めます。

⑥モニタリング・終結

高齢者の生活状況、事業所の改善取り組みを中止に確認・点検をします。虐待が解消し、高齢者が安心してサービス利用できるようになったと確認できた場合は終結と判断します。

6 高齢者虐待に関する相談窓口

■天草市内の高齢者虐待相談窓口

○ 天草市高齢者支援課（包括ケア推進係）

天草市東浜町8-1

TEL 23-1111 直通 24-8864

○ 天草市地域包括支援センター

	地域包括支援センター名	所在地	電話	担当地区
1	天草中央地域包括支援センター なでしこ	〒863-0012 今釜町3412-6	66-9300	本渡南、本渡北、本町
2	天草北地域包括支援センター きずな	〒863-2201 五和町御領9133	32-2115	佐伊津、旭町、五和町
3	天草南地域包括支援センター うぐいす	〒863-0046 亀場町食場854-1	24-4115	亀場町、杵宇土町 楠浦町 宮地岳町、新和町
4	天草西地域包括支援センター さざんか	〒863-1215 河浦町白木河内223-12	76-1611	天草町（大江向を除く）、河浦町
5	天草牛深地域包括支援センター すいせん	〒863-1901 牛深町2286-103	72-1133	牛深町、久玉町、魚貫町、二浦町、深海町、天草町の一部（大江向）
6	天草東地域包括支援センター あじさい	〒861-6303 栖本町馬場179	66-2266	志柿町、瀬戸町、下浦町、有明町、倉岳町、栖本町（御所浦町）
	// 御所浦サブセンター	〒866-0313 御所浦町御所浦3527	67-1777	御所浦町

○市関係機関

名	称	所 在 地	電 話 番 号
天草市役所	高齢者支援課	東浜町8-1	23-1111
//	牛深支所	牛深町2286-103	73-2111
//	有明支所	有明町赤崎3383	53-1111
//	御所浦支所	御所浦町3527	67-2111
//	倉岳支所	倉岳町棚底1919	64-3111
//	栖本支所	栖本町馬場179	66-3111
//	新和支所	新和町小宮地669-1	46-2111
//	五和支所	五和町御領2943	32-1111
//	天草支所	天草町高浜南488-1	42-1111
//	河浦支所	河浦町河浦5253	76-1111

7 高齢者虐待発見チェックリスト

高齢者虐待発見チェックリストの例をあげました。高齢者虐待の発見には次のようなチェックリストを利用することも有効です。複数のチェックに該当すると、虐待の疑いの度合いが高まります。

関係機関は、高齢者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインが見られる場合には、積極的に相談に乗って問題を理解するとともに、一つの機関で問題を抱え込まずに相談窓口等につなぐようにし、関係機関が協働して対応にあたるようにします。

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。
複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。
これは、あくまでも例示です。この他にも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

《身体的虐待のサイン》

チェック	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる
	大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみず腫れがみられる
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある
	頭、顔、頭皮等にキズがある
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
	キズやあざの説明のつじつまが合わない
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない

《心理的虐待》

チェック	サイン例
	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
	身体を委縮させる
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる
	自傷行為がみられる
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的虐待》

チェック	サイン例
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
	肛門や性器から出血やキズがみられる
	生殖器の痛み、かゆみを訴える
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する
	睡眠障害がある
	通常の生活行動に不自然な変化がみられる

《経済的虐待のサイン》

チェック	サイン例
	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える
	自由に使えるお金がないと訴える
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が盗られたと訴える

《ネグレクト（介護・世話に放棄放任、拒否、怠慢のサイン）》自己放任も含む

チェック	サイン例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる
	汚れたままの下着を身につけるようになる
	かなり褥瘡（じょくそう）ができてきている
	身体からかなりの異臭がするようになってきている
	適度な食事を準備されていない
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている
	栄養失調の状態にある
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない

《セルフネグレクト（自己放任）のサイン》

チェック	サイン例
	昼間でも雨戸が閉まっている
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受診料、家賃の支払いを滞納している
	配食サービス等の食事がとれていない
	薬や届けた物が放置されている
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮しあきらめの態度がみられる
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である

《養護者の態度にみられるサイン》

チェック	サイン例
	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしみられる
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金を使わせない
	保健、福祉の担当者とかうのを嫌うようになる

《地域からのサイン》

チェック	サイン例
	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声・物を投げられる音が聞こえる
	庭や家屋の手入れがされていない、また放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミがすてられている）を示している。
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞でいっぱいになっていたり、電気メーターがまわっていない
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしみられる
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当を頻繁に買っている
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる

【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

５ この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

６ 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

２ 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３ 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその

他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第百五條、第百二十四條並びに第百三十一條から第百三十三條までの規定 公布の日

二から五まで 略

六 第五條、第九條、第十四條、第二十條及び第二十六條並びに附則第五十三條、第五十八條、第六十七條、第九十條、第九十一條、第九十六條、第百十一條、第百十一條の二及び第百三十條の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第百三十條の二 第二十六條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八條第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五條の規定による改正前の健康保険法の規定、第九條の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四條の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十條の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十條の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六條の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一條の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一條の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八條第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六條の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七條第一項の指定の申請であって、第二十六條の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同條の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八條第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第百三十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年一二月二〇日法律第一一六号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月二八日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百七十七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六條の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法

律第二百二十四号) 第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十条の二の二の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第四号ロの改正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（検討）

第二条

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和二年六月一二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日